

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年2月20日

2. 回答を行った年月日

令和5年3月15日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者が設立予定の会社（以下「当社」という。）は、社会問題となっている漁港やマリーナ等で使用されずに停泊している船舶に着目し、これらを船舶の所有を望む者（以下「共同使用希望者」という。）とマッチングさせるサービスを新規事業として検討している。船舶を使用した既存の類似した事業としては遊漁船業、レンタルボートサービスがあり、いずれのサービスも遊漁船としての登録や、古物商の許可が必要である。当社の新サービスではそのような登録や許可を不要とし、インターネット上で確立させた当社のマッチングサービスシステム（通信端末アプリケーション）により、船舶所有者と共同使用希望者をマッチングさせ、船舶所有者と共同使用希望者が船舶を共同で維持管理を行うことにより、今までのサービスにない形でマリンレジャーが楽しめる環境を提供し、既存の類似した事業との差別化を図りたいと考えている。

4. 確認の求めの内容

当社の新規事業において、共同使用者は、船舶でマリンレジャーを自由に楽しむが、マリンレジャーのうちには釣りも含まれる。また、船舶には共同使用者だけが乗船する場合もあれば、船舶所有者と共同使用者が同乗する場合もあるものと想定される（当社として禁止しない）。この点、共同使用者は遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）第2条第1項が定める「乗客」に該当せず、船舶所有者は法第3条第1項が定める「遊漁船業を営もうとする者」に該当しないため、船舶所有者は法第3条第1項の登録を受ける必要はないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

今回照会の件は、船舶の使用契約の話であり、一義的には法に抵触しない。一方、自己所有（船舶所有者）でも賃借（共同使用者）でも、船舶を使用する者が第3者を船舶に乗船させ漁場に案内し、釣り等により魚類その他の水産動植物を採捕させる行為を反復継

続すれば、当該事業は「遊漁船業」に該当することとなり、「遊漁船業を営む」場合には遊漁船業者の登録が必要となる。照会書には、第３者の乗船を明確に禁止する記述はないが、船舶所有者と共同使用希望者がインターネット上の事業者サイトのプラットフォームで利用規約を承認の上、法に違反しない旨に同意した場合に限り事業者が登録を行うこと、また、事業者は法に抵触する行為は分かりやすい形で注意喚起を行うこととされていることから、その点を徹底した上で新事業を実施されたい。